

平成 31 年 4 月 17 日
農業経営収入保険室

収入保険加入者が全国農業共済組合連合会に納付する
事務費の消費税の取扱いについて

収入保険の加入者が全国農業共済組合連合会に納付する事務費の消費税の取扱いについては、農業共済の加入者が農業共済組合等に納付する賦課金と同様、付加保険料という性格のものであり、非課税扱いとなります。